

決 定 書

異議申出人

高橋 敏明
安藤 重行
高橋 直子
今井 真也
越智 千代美
宮武 千代美
高橋 滝雄
矢原 和幸
諏訪 美代子
阿蘇 美子
家久 徳子
松本 京子
高橋 美子
山中 俊夫
山中 千鶴
吉本 成壽
森 幸子
森 一司
吉本 暢哉
伊藤 順子
高橋 眸
秦 千草子
植木 基司
十亀 かね代
山田 健一
渡邊 月美
藤岡 悦朗
藤田 保子
越智 將文
工藤 美穂
渡部 ひなみ
藤原 かほり
加藤 清志
加藤 克美
浅田 尚夫
藤田 広美
藤田 富昭
宮島 一郎
数野 美佐子
安井 紀子
渡部 功

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年5月22日付けで提起された令和8年5月17日執行の西条市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、西条市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議の申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙において、選挙結果に重要な異動を及ぼすおそれがある虚偽事項の公表等が行われたため、当該選挙の無効決定を申し立てるものである。

2 本件異議申出の理由

- (1) 新聞報道による選挙の公正を害する事実
- (2) 西条市議会議員による虚偽事項の公表
- (3) 西条市役所による選挙直前のプレスリリース等による情報拡散及び公務員の地位利用による選挙運動等
- (4) 相手方候補者による虚偽事項の公表

決定の理由

1 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関し異議の申出があった場合において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」とされている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和27年12月4日最高裁判決）とされており、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。

2 当委員会による事実認定及び判断

当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、本件異議申出を確認したところ、申出人の主張は、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に

関するものであり、前記のとおりこれらの行為は、公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

また、本件異議申出による選挙違反に係る判断は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、当委員会では、これらの行為を審理判定する権限を有していない。

さらに、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法第206条及び第207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている(昭和35年9月13日最高裁判決)。

したがって、申出人の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上の理由から、申出人の主張は、これを採用することはできず、本件選挙を無効とする事由には該当しないことから、当委員会は公選法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年6月11日

西条市選挙管理委員会
委員長 梶本 環

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛媛県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。